

別表1 紀の川市保育所等入所基準点数表

保育必要事由		令和8年10月1日改正
就労	12 ～ 5	
妊娠・出産	10	
保護者の疾病	12 ～ 6	
保護者が障害	10 ～ 5	
介護・看護	8 ～ 5	
災害復旧	12	
求職活動	4	
就学	8	
虐待・DV	12	
その他	市長が保育が必要である他の事由に類すると認めた場合	

優先利用事由	
ひとり親家庭の場合	13
生活保護世帯の場合	1
小規模保育事業等の卒園児童の場合	5
保護者の就労が保育士等の場合	5
配慮が必要な世帯の場合	13
第3子以降の子どもがいる世帯の場合	2
兄弟姉妹が同一の保育所等を利用している場合	1
保護者に保育料（12月1日現在）の滞納がある場合	▲ 5
保護者に保育料（12月1日現在）の滞納が6か月以上ある場合	▲ 7

利用調整にあたっては、保護者それぞれの保育の必要事由により基本点数を合計する。また、優先利用事由により該当する内容に応じて、加減点を行い、基本点数および優先利用事由の合計点数の高い世帯から利用が可能となる。同一点数で並んだ場合は、下記に規定する順位により、優先順位を決定する。

【利用調整指数が同点の場合の優先順位】	
1	ひとり親家庭もしくは里親・配慮が必要な家庭の場合
2	保育必要理由（基本点数）が高い世帯
3	保育必要理由内順位、 ①災害、②就労、③疾病、④障害、 ⑤介護・看護、⑥出産、⑦就学、⑧求職
4	養育している小学生以下の子どもの人数が多い世帯
5	経済的状況（合計所得の低い世帯を優先する）